

司法試験制度改革に関する基本的合意

平成2年10月16日

法曹三者は、司法試験制度改革について下記のとおり基本的に合意し、さらに細目につき協議を続けるものとする。

この基本的合意は、法曹三者の信頼と互議に基づいて成立したものであるから、合格者の数並びに検証基準の適用等、合意内容全般の実施にあたっては、三者の信頼と良識に基づいて行うものとする。

第1 改革協議会について

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために法曹養成制度等改革協議会（仮称）を設置することとし、その性格、構成、協議事項、発足までの手続、日程等について協議を行い、遅くとも今次改革に必要な法令の改正が完了後直ちに第1回の協議会が開催されるようにすることとする。

第2 司法試験の運用改善について

(1) 法務省は、司法試験の運用改善方策に関して日弁連内で検討されている意見について今次三者協議においてできるだけ論議を尽くしたうえ、相当と思われる改善策については、これを司法試験第二次試験運用等検討小委員会に伝達するなど、その実現に向けて努力する。

(2) 法務省は、特に下記の事項については早急な検討が必要であると考え、その旨司法試験管理委員会、及び司法試験考査委員会議に伝達する。

ア 大学法学教育の実情及び受験生の実情を考慮して、司法試験の出題及び採点が司法試験法6条5項の精神により良く合致したものであるための継続的検討

イ 短答式試験の成績通知等、受験生に対するより多くの情報提供

ウ 最終合格者の増加に伴う短答式試験合格者数の増加

第3 合格者の増員及び検証等について

1 合格者の増員

合格者は平成3年から600人程度に増加させ、平成5年からは700人程度にする。（合格者の増加数は、平成3年から7年までの間に合計900人以上となることを目途とする。）

2 検証等について

(1) 検証と丙案の実施

ア 検証期間は平成3年から5年間とし、期間中各年ごとに検証を行い、平成7年の試験終了後速やかに丙案実施の可否について決定する。

イ 丙案による合否判定を行う場合には、平成8年以前の受験（新制度発足前のものは除く）を考慮するものとする。

(2) 検証基準

平成7年の検証時点で以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、平成8年から丙案による合否判定を行うことはしない。

ア 平成7年の試験において、次の要件の一つが満たされていること。

a 合格者のうち初回受験から3年以内の者（以下「3年以内合格者」という）が30%以上であること。

b 合格者のうち初回受験から5年以内の者（以下「5年以内合格者」という）が60%以上であること。

イ 平成8年以降において上記アのa又はbの数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。

この予測に当たっては、次の指標を含む受験者、合格者の変化に関する指標を客観的に分析し、三者の認識を一致させることとする。

a 新規受験者数の変化

b 受験者の受験断念状況の変化

c 3年以内及び5年以内合格者の割合の変化

第4 見直し

平成12年の試験終了後に、それまでの検証結果に基づき、その間に行われた試験方法をその後も継続するべきか（丙案が実施されている場合にはこれの廃止も含む）、他の方法を採用するべきかを協議することとする。

第5 抜本的改革との関係

上記第3の2の(1)のア、第4の期間中にも改革協議会において抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、その時点でこれを実施するための措置を直ちに採るものとする。

第6 司法試験管理委員会の運営等について

1 法務省は、司法試験管理委員会の庶務をつかさどるに当たり、日弁連推薦委員が日弁連を代表するものであることに十分配慮するものとする。

2 司法試験管理委員会の在り方については、改革協議会において協議する。